

# むつかしくなった狩猟免許の取得

## 三つの試験に合格し 登録を終えてから

狩猟が鳥獣保護事業と調和のとれた形で行われるよう、また狩猟者の資質の向上をはかり狩猟の層の適正化を推進するため、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」の一部が改正され、四月十六日から施行されました。その要点は次のとおりです。

### 狩猟免許制度の改善

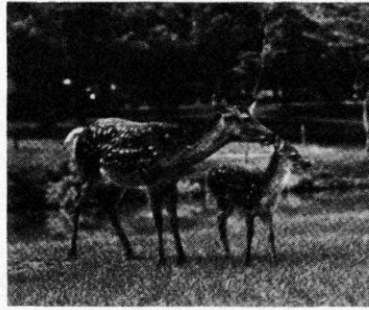
- (一)、狩猟免許を取得しようとする人は、適性、技能、知識のいずれの試験にも合格しなければなりません。
- (二)、二十歳に満たない人は狩猟免許を受けることができない。
- (三)、圧縮ガスを使った銃器を使って狩猟をしようとする人は、兩種の狩猟免許を受けること。
- (四)、狩猟免許の有効期間は三年。

### 狩猟者登録制度の新設

- (一)、狩猟免許を受けている人が狩猟をするためには、県に狩猟者登録をしなければなりません。その際、狩猟者登録税、入猟税、狩猟者登録手数料を納めること。
- (二)、登録を受けた場合は、猟具ごとに住所、氏名、および狩猟者登録証の番号を記した標識をつけること。

### 鳥獣の飼養規制の強化

- (一)、愛がん飼養は、一世帯について一羽を超えてはならない。
- (二)、愛がん飼養のために、ヒバリ、ヤマガラ、ウグイスを捕獲してはならない。



### 狩猟免許取得のために

#### 狩猟免許適性審査

とき・七月十八日 九時十七時  
ところ・油谷町中央公民館  
対象・昭和五十三年度に狩猟免許を取得した人。

申請に必要なもの・申請書、千五百円の県証紙、医師の診断書、写真(最近 六か月以内に撮影した顔写真3.6×2.4cm)一枚、返信用封筒(郵便切手を貼付)  
申し込み・七月五日までに役場林務係へ  
〈狩猟免許新規者試験〉  
とき・九月十三日 九時十七時  
ところ・豊田町農協会館  
対象・新たに狩猟免許を取得しようとする人  
申請に必要なもの・申請書、二千八百円の県証紙、医師の診断書、写真(前記に同じ)一枚、返信用封筒(前記に同じ)  
申し込み・八月三十日までに林務係へ  
〈狩猟免許新規者講習会〉  
とき・九月十二日 九時十七時  
ところ・豊田町農協会館  
対象・新たに狩猟免許を取得しようとする人

## 鳥獣保護員・狩猟監視員決定

鳥獣保護事業の円滑な運営をはかるために設けられた「鳥獣保護員」、狩猟に関する法令違反行為の防止をはかるために設けられた「狩猟監視員」に、次の二氏が知事から任命されました。

### 鳥獣保護員

長瀬 初治(畑下)



### 狩猟監視員

中本 太一(大内山下)



## 松くい虫をやっつけるには、これが一番 被害木の早期発見、早期駆除

松くい虫の活動の最盛期となりました。これによる症状の他と異なる特徴は、枯死する前に樹脂(ヤニ)がでなくなることです。葉がまだ緑色をしていても、傷口から樹脂の流出がない場合は、まず被害木とみて間違いないでしょう。その後、葉がしおれ、変色して完全に枯死するまでには、何日もかかりません。

行うことは、大変根気のいる仕事です。幸いに本町ではよく理解者があつたんねんに被害木を捜し駆除につとめています。しかし、二・三人の人数では町全体の被害木を把握するには荷が重すぎます。どうしても皆さんの力を借りなければなりません。まず、所有者自らが持ち山の被害木の発見、駆除につとめましょう。葉は役場にありますが無料でさしあげます。次に、自分で伐倒できない場合は、早目に林務係もしくは東部地区の人は末永俊一さん(長崎)へその他の地区は中本太一さん(大内山下)へご連絡ください。みんなが松くい虫に関心を持ち、わが町から松の大敵を一掃しましょう。

### ワナ架設者へ

#### お願い

ワナによる有害鳥獣の捕獲許可を受けようとする人は、左記により申請して下さい。

対象——甲種(わな)の狩猟免許取得者

架設期間——八月十五日、

十月十五日

必要物件——申請書(役場備え付け)、ワナ架設位置を示した申請地の略図、印鑑  
申込み期限——八月四日(出までに林務課へ)

仕事の内容  
狩猟免許の検査、狩猟に関する法令違反者の調査および指導。